

【離婚届】日本人同士が日本の方式によって協議離婚した場合

郵送で届出る場合は投函日を、来館の場合は来館日を記入してください。

日本国籍の方は和暦で記入ください。

未成年の子がいる場合、親権を行う方の欄に、お子様の氏名をご記入ください。

国勢調査は2025年、2030年、2035年に予定されています。

届出書に不備等がある場合、ご連絡を差し上げますので、電話番号及びメールアドレスをご記入ください。

＜記入例＞

離婚届

令和6年5月31日届出

大使殿
在オランダ日本国総領事

公館印

受理令和年月日
第号

送付令和年月日
第号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知

（よみかた）

氏名

夫がいむ いちろう

妻がいむ はなこ

氏氏

氏氏

外務 一郎

外務 花子

生年月日

昭和50年6月23日

昭和52年1月7日

住所

オランダ王国ハーグ市 トビアスアッセルラン5番地

オランダ王国ハーグ市 パンカストラート5番地

世帯主の氏名

外務 一郎

外務 花子

本籍

東京都世田谷区代田橋二丁目2番地

（夫または妻が外国人のときはその国籍）

筆頭者の氏名

外務 一郎

（☐夫の国籍 ☐妻の国籍）

父母の氏名

夫の父 外務 太郎

妻の父 島野 忠

母 省子

長男

恵子

長女

婚姻の種別

☒協議離婚 ☐調停 ☐審判

年 月 日成立

年 月 日認諾

年 月 日確定

婚姻前の氏に籍もどる者の氏名

☐夫は ☒妻は ☐もとの戸籍にもどる ☐新しい戸籍をつくる

京都府京都市北区小山初音町18番地

筆頭者の氏名

島野 忠

未成年の子の氏名

夫が親権を行う子 外務修子

妻が親権を行う子 外務次郎

同居の期間

平成25年1月から

令和6年3月まで

(同居を始めたとき)

(別居したとき)

別居する前の住所

オランダ王国ハーグ市トビアスアッセルラン5番地

(9) 別居する前の世帯のおもな仕事

☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

☐3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

☒4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

☐6. 仕事をしている者のいない世帯

(10) 夫妻の職業

（国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）

夫の職業

事務職

妻の職業

無職

その他

届出人

夫 外務 一郎

妻 外務 花子

印

印

電話番号

070- 346 9544

consul@hg.mofa.go.jp

届出人の連絡先及び電話番号

証人（日本法による協議離婚のときだけ必要です）		
署押	Hans Alexander De Jong デヨング ハンス アレクサンダー	山田 浩二
名印	印	印
生年月日	1987年 12月 31日	昭和 61年 11月 25日
住所	オランダ王国アムステルフェーン市 カイザーグラフト 1番地	オランダ王国アムステルダム市 ファイゼルストラート 300番地
本籍	オランダ王国 番地番	東京都杉並区清水町一丁目 3番地番

＜必要書類＞

(1) 離婚届出書

届出書は大使館領事窓口にございます、[こちら](#)からダウンロードすることもできます。署名以外の部分は、パソコン等により入力・印刷したもので使用可能ですが、必ずA3用紙に印刷してください。ご自身でA3用紙に印刷できない場合は、郵送で届出用紙を請求してください。

証人として成人2人（日本人でも外国籍者でも可能です。）の署名（外国籍者の場合は、署名の下部に、氏・名の順で、カタカナで氏名を明記する必要があります。）が必要となります。

必要通数
2通

(2) 双方の日本旅券（郵送の場合は写し）

各1通

(3) 証人（成人2名）の旅券等身分証明の写し

各1通

（注意事項）

- 届出書に記載のある「記入の注意」も参照ください。
- 本籍地等の確認のため、古いものや写しでも構いませんので、戸籍謄本をご用意されることをお勧めします。
- 「印」部分への押印は必要ありません。任意の押印は可能です。
- 署名欄には戸籍通りに楷書で自署してください。
- 文字の訂正や削除をする場合には、誤字に横二重線を引いて訂正してください。修正液、修正テープは使用できません。なお、訂正箇所への印鑑・拇印（右手親指）は任意となります。